

現 行	改 定	摘 要
<h1 style="text-align: center;">1. 土木工事共通仕様書</h1> <p style="text-align: center;">昭和52年 4月1日 昭和55年 4月1日一部改定 昭和62年 4月1日一部改定 平成 6年 4月1日一部改定 平成 8年 7月1日一部改定 平成11年 4月1日一部改定 平成13年 4月1日一部改定 平成14年 9月1日一部改定 平成15年 4月1日一部改定 平成15年 9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年 1月1日一部改正 平成20年 4月1日一部改正 平成21年 2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年 4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年 4月1日一部改正 平成27年 4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定 令和 3年10月1日一部改定 令和 4年10月1日一部改定 令和 5年 1月1日一部改定 令和 5年10月1日一部改定 令和 6年 4月1日一部改定</p>	<h1 style="text-align: center;">1. 土木工事共通仕様書</h1> <p style="text-align: center;">昭和52年 4月1日 昭和55年 4月1日一部改定 昭和62年 4月1日一部改定 平成 6年 4月1日一部改定 平成 8年 7月1日一部改定 平成11年 4月1日一部改定 平成13年 4月1日一部改定 平成14年 9月1日一部改定 平成15年 4月1日一部改定 平成15年 9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年 1月1日一部改正 平成20年 4月1日一部改正 平成21年 2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年 4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年 4月1日一部改正 平成27年 4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定 令和 3年10月1日一部改定 令和 4年10月1日一部改定 令和 5年 1月1日一部改定 令和 5年10月1日一部改定 令和 6年 4月1日一部改定 令和 6年10月1日一部改定</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p style="text-align: center;">1編 共 通 編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-4 施工計画書</p> <p>1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録</p> <p>1-1-1-6 監督員</p> <p>1-1-1-7 工事用地等の使用</p> <p>1-1-1-8 工事着手</p> <p>1-1-1-9 工事の下請負</p> <p>1-1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1-1-1-11 受注者相互の協力</p> <p>1-1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-1-13 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-1-14 設計図書の変更</p> <p>1-1-1-15 工期変更</p>	<p style="text-align: center;">1編 共 通 編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-4 ワンデーレスポンス</p> <p>1. ワンデーレスポンス</p> <p>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</p> <p>ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</p> <p>1-1-1-5 施工計画書</p> <p>1-1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録</p> <p>1-1-1-7 監督員</p> <p>1-1-1-8 工事用地等の使用</p> <p>1-1-1-9 工事着手</p> <p>1-1-1-10 工事の下請負</p> <p>1-1-1-11 施工体制台帳</p> <p>1-1-1-12 受注者相互の協力</p> <p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-1-15 設計図書の変更</p> <p>1-1-1-16 工期変更</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>1-1-1-16 支給材料及び貸与品</p> <p>1-1-1-17 工事現場発生品</p> <p>1-1-1-18 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出するとともにその内容を説明しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出するとともにその内容を説明しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>1-1-1-17 支給材料及び貸与品</p> <p>1-1-1-18 工事現場発生品</p> <p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出するとともにその内容を説明しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5. 受領書の交付</p> <p>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>6. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出するとともにその内容を説明しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求が</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>9. 実施書の提出</p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出するとともにその内容を説明しなければならない。</p> <p>1-1-1-19 工事完成図</p> <p>1-1-1-20 工事完成検査</p> <p>6. 適用規定</p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-1-21-1 出来形検査</p> <p>1-1-1-21-2 部分検査</p> <p>1-1-1-22 部分使用</p> <p>1-1-1-23 施工管理</p> <p>1-1-1-24 履行報告</p> <p>1-1-1-25 週休二日の対応</p> <p>1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求</p>	<p>あった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>10. 実施書の提出</p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出するとともにその内容を説明しなければならない。</p> <p>11. 建設副産物情報交換システム</p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p>12. 建設発生土情報交換システム</p> <p>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</p> <p>なお、これによりがたい場合には、監督員と協議するものとする。</p> <p>1-1-1-20 工事完成図</p> <p>1-1-1-21 工事完成検査</p> <p>6. 適用規定</p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-1-22 出来形検査</p> <p>1-1-1-23 部分検査</p> <p>1-1-1-24 部分使用</p> <p>1-1-1-25 施工管理</p> <p>1-1-1-26 履行報告</p> <p>1-1-1-27 週休二日の対応</p> <p>1-1-1-28 工事関係者に対する措置請求</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>1-1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>1-1-1-28 爆発及び火災の防止</p> <p>1-1-1-29 後片付け</p> <p>1-1-1-30 事故報告書</p> <p>1-1-1-31 環境対策</p> <p>1-1-1-32 文化財の保護</p> <p>1-1-1-33 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、平成28年4月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>12. 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-1-34 施設管理</p> <p>1-1-1-35 諸法令の遵守</p>	<p>1-1-1-29 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>1-1-1-30 爆発及び火災の防止</p> <p>1-1-1-31 後片付け</p> <p>1-1-1-32 事故報告書</p> <p>1-1-1-33 環境対策</p> <p>1-1-1-34 文化財の保護</p> <p>1-1-1-35 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、令和6年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>12. 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-1-36 施設管理</p> <p>1-1-1-37 諸法令の遵守</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>1-1-1-36 官公庁等への手続等</p> <p>1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1-1-1-38 工事測量</p> <p>1-1-1-39 不可抗力による損害</p> <p>1-1-1-40 特許権等</p> <p>1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1-1-1-42 臨機の措置</p> <p>1-1-1-43 不正軽油の使用の禁止</p> <p>1-1-1-44 石綿使用の有無</p>	<p>1-1-1-38 官公庁等への手続等</p> <p>1-1-1-39 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1-1-1-40 工事測量</p> <p>1-1-1-41 不可抗力による損害</p> <p>1-1-1-42 特許権等</p> <p>1-1-1-43 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1-1-1-44 臨機の措置</p> <p>1-1-1-45 不正軽油の使用の禁止</p> <p>1-1-1-46 石綿使用の有無</p>	
<h3>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h3>		
<h4>第1節 適 用</h4>		
<h5>3. 適用規定 (2)</h5>		
<p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]」（土木学会、2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<h4>第2節 適用すべき諸基準</h4>		
<h5>1. 適用規定</h5>		
<p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定] (2018年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] (2018年3月)</p>	<p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (2023年9月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定] (2023年9月)</p>	

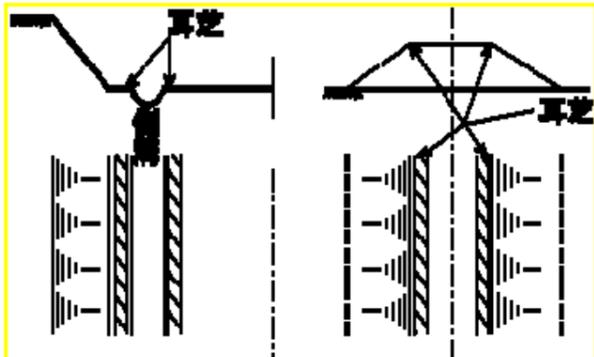
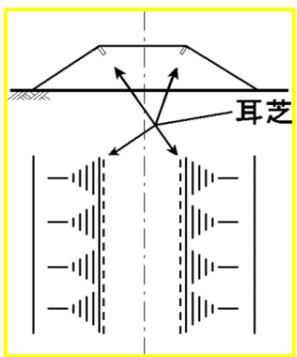
現 行	改 定	摘 要																																																																
<p>第4節 現場練りコンクリート 1-3-4-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 (5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-3-2 計量値の許容差</p> <table border="1" data-bbox="486 401 1020 680"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。</p> <p>第5節 運搬・打設 1-3-5-9 養生 2. 湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" data-bbox="189 1348 1270 1533"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第9節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>第4節 現場練りコンクリート 1-3-4-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 (5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-3-2 計量値の許容差</p> <table border="1" data-bbox="1638 401 2181 680"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差最大値は、1 (%) とする。</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</p> <p>第5節 運搬・打設 1-3-5-9 養生 2. 湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を目安とする。</p> <p style="text-align: center;">表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1" data-bbox="1353 1354 2454 1575"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。</p> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第9節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	
材料の種類	最大値 (%)																																																																	
水	1																																																																	
セメント	1																																																																	
骨材	3																																																																	
混和材	2※																																																																	
混和剤	3																																																																	
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																															
15℃以上	5日	7日	3日																																																															
10℃以上	7日	9日	4日																																																															
5℃以上	9日	12日	5日																																																															
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																																	
水	1																																																																	
セメント	1																																																																	
骨材	3																																																																	
混和材	2※																																																																	
混和剤	3																																																																	
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																													
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																													
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																													
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																													

現 行	改 定	摘 要																																																				
<p>第6節 鉄筋工 1-3-6-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 暑中コンクリート 1-3-8-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</p> <p>第9節 寒中コンクリート 1-3-9-2 施工 1. 一般事項 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 (1) 受注者は、凍結しているか、または冰雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。</p> <p>1-3-9-3 養生 5. 養生温度</p> <p style="text-align: center;">表1-3-4 寒中コンクリートの温度抑制養生期間</p> <table border="1" data-bbox="201 1207 1299 1753"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受け る場合</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける 場合</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>		養生温度	普通の場合			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受け る場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解を受ける 場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	<p>第6節 鉄筋工 1-3-6-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第8節 暑中コンクリート 1-3-8-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</p> <p>第9節 寒中コンクリート 1-3-9-2 施工 1. 一般事項 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 (1) 受注者は、凍結しているか、または冰雪の混入している骨材を用いてはならない。</p> <p>1-3-9-3 養生 5. 養生温度</p> <p style="text-align: center;">表 1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1380 1207 2478 1690"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程 度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>		養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解する程 度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	
			養生温度	普通の場合																																																		
	普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤		混合セメントB種																																																		
(1) しばしば凍結融解を受け る場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																		
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																		
(2) まれに凍結融解を受ける 場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																		
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																		
	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日																																																		
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																		
(2) まれに凍結融解する程 度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日																																																		
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																		

現 行	改 定	摘 要
<p>第11節 水中コンクリート 1-3-11-2 施工 6. 水中コンクリートの打設方法 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>8. トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。</p> <p>第12節 水中不分離性コンクリート 1-3-12-3 コンクリートの製造 3. 材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2編 材 料 編 第2章 土木工事材料</p> <p>第3節 骨 材 2-2-3-1 一般事項 1. 適合規格 JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）</p> <p>第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-1 一般事項 2. セメントの貯蔵 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>2-2-6-3 混和材料 5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕 JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。</p>	<p>第11節 水中コンクリート 1-3-11-2 施工 6. 水中コンクリートの打設方法 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>8. トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。</p> <p>第12節 水中不分離性コンクリート 1-3-12-3 コンクリートの製造 3. 材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-4-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2編 材 料 編 第2章 土木工事材料</p> <p>第3節 骨 材 2-2-3-1 一般事項 1. 適合規格 JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）</p> <p>第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-1 一般事項 2. セメントの貯蔵 受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>2-2-6-3 混和材料 5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕 JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9月）の規格に適合するものとする。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>2-2-6-4 コンクリート用水</p> <p>1. 練混ぜ水</p> <p>コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。</p> <p>第8節 瀝青材料</p> <p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3編 土木工事共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>3-1-1-8 工事完成図書の納品</p> <p>4. 電子成果品及び紙の成果品</p> <p>受注者は、「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品を作成及び納品しなければならない。</p> <p>なお、工事管理ファイル、写真管理ファイル、図面管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル、その他管理ファイル、台帳管理ファイル、地質情報管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」及び「地質・土質調査成果に係わるDTD、XML記入例」を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p> <p>5. 地質調査の電子成果品</p> <p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）</p>	<p>2-2-6-4 コンクリート用水</p> <p>1. 練混ぜ水</p> <p>コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。</p> <p>第8節 瀝青材料</p> <p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3編 土木工事共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>3-1-1-8 工事完成図書の納品</p> <p>4. 電子成果品及び紙の成果品</p> <p>受注者は、「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品を作成及び納品しなければならない。</p> <p>なお、工事管理ファイル、写真管理ファイル、図面管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル、その他管理ファイル、台帳管理ファイル、地質情報管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している最新の「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」及び「地質・土質調査成果に係わるDTD、XML記入例」を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p> <p>5. 地質調査の電子成果品</p> <p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（山梨県県土整備部）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）</p>	

現 行	改 定	摘 要																														
<p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月) 厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] (2018年10月)</p> <p>第3節 共通の工種 3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立て工 2. ブロック組立て施工 (1) なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編) [2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第6節 一般舗装工 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工 6. 接着剤の塗布 表3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <p>表3-2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</p> <table border="1" data-bbox="181 984 1273 1350"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃)分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JISK6833 -1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗りに支障のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する *2 試験方法はJIS K6833-1,2,JISK6387-1,2などを参考に実施する [注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による</p>	種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	項目					指触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1,2 *2	作業性	塗りに支障のないこと			JIS K5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1	<p>(令和5年3月) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版] (令和5年2月) 厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) [2023年制定] (2023年9月)</p> <p>第3節 共通の工種 3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立て工 2. ブロック組立て施工 (1) なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編) [2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第6節 一般舗装工 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工 6. 接着剤の塗布 表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用</p>	
種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																												
項目																																
指触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1																												
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1,2 *2																												
作業性	塗りに支障のないこと			JIS K5600-1 *1																												
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1																												

現 行	改 定	摘 要
<p>第14節 法面工（共通） 3-2-14-2 植生工 6. 耳芝</p>  <p>第17節 植栽維持工 3-2-17-2 材 料 1. 一般事項 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">第4編 河 川 編 第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案） (令和4年3月)</p> <p style="text-align: center;">第5章 堰</p> <p>第1節 適 用 5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第5編 砂 防 編 第1章 砂防堰堤</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2013年制定]（2013年10月）</p>	<p>第14節 法面工（共通） 3-2-14-2 植生工 6. 耳芝</p>  <p>第17節 植栽維持工 3-2-17-2 材 料 1. 一般事項 なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第62号）に基づくものでなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">第4編 河 川 編 第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和5年10月) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案） (令和5年3月)</p> <p style="text-align: center;">第5章 堰</p> <p>第1節 適 用 5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。</p> <p style="text-align: center;">第5編 砂 防 編 第1章 砂防堰堤</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定]（2023年9月）</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定] (2018年3月)</p> <p style="text-align: center;">第6編 ダム編</p> <p style="text-align: center;">第1章 コンクリートダム</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2013年制定] (2013年10月)</p> <p>第4節 ダムコンクリート工 6-1-4-5 材料の計量 2. 各材料の計量 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。</p> <p style="text-align: center;">第7編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第2章 舗装</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月)</p> <p>第4節 舗装工 7-2-4-10 コンクリート舗装工 4. 初期養生 初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">第3章 橋梁下部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p style="text-align: center;">第7章 コンクリートシェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] (2018年3月)</p>	<p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (2023年9月)</p> <p style="text-align: center;">第6編 ダム編</p> <p style="text-align: center;">第1章 コンクリートダム</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定] (2023年9月)</p> <p>第4節 ダムコンクリート工 6-1-4-5 材料の計量 2. 各材料の計量 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編 1-3-5-4 材料の軽量及び練混ぜ、表1-3-2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第2章 舗装</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書[2023年制定] (令和5年10月)</p> <p>第4節 舗装工 7-2-4-10 コンクリート舗装工 4. 初期養生 初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">第3章 橋梁下部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版] (令和5年2月)</p> <p style="text-align: center;">第7章 コンクリートシェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] (2023年3月)</p>	

現 行	改 定	摘要
<p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定] (2018年3月)</p> <p style="text-align: center;">第15章 雪 寒</p> <p>7. 報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8編 公園緑地編</p> <p style="text-align: center;">第2章 植 栽</p> <p>第3節 植栽工 8-2-3-2 材料 4. 支柱の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 (3) パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 施設整備</p> <p>第3節 給水設備工 8-4-3-2 材料 1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS B 2062 （水道用仕切弁） JIS B 8372-1（空気圧-空気圧用減圧弁-第1部：供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項） JIS G 3448 （一般配管用ステンレス鋼管） 2. 給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JWWA G 115 （水道用ステンレス鋼管） JWWA G 116 （水道用ステンレス鋼管継手）</p> <p>第4節 雨水排水設備工 8-4-4-2 材料 1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品</p>	<p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (2023年9月)</p> <p style="text-align: center;">第15章 雪 寒</p> <p>7. 報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8編 公園緑地編</p> <p style="text-align: center;">第2章 植 栽</p> <p>第3節 植栽工 8-2-3-2 材料 4. 支柱の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 (3) パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 施設整備</p> <p>第3節 給水設備工 8-4-3-2 材料 1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS B 2062 （水配管用仕切弁） JIS B 8372-1（空気圧-空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁） JIS G 3448 （一般配管用ステンレス鋼鋼管） 2. 給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JWWA G 115 （水道用ステンレス鋼鋼管） JWWA G 116 （水道用ステンレス鋼鋼管継手）</p> <p>第4節 雨水排水設備工 8-4-4-2 材料 1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>質を有するものとする。 JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-性能試験方法通則)</p> <p>第5節 汚水排水設備工 8-4-5-2 材料</p> <p>1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)</p> <p>第6節 電気設備工 8-4-6-2 材料</p> <p>1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法-波付硬質合成樹脂管付属書1)</p> <p>第9節 遊戯施設整備工 8-4-9-2 材料</p> <p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(2) ステンレス系 JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)</p> <p>第12節 建築施設組立設置工 8-4-12-2 材料</p> <p>1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 6807 (ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法)</p>	<p>質を有するものとする。 JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法通則)</p> <p>第5節 汚水排水設備工 8-4-5-2 材料</p> <p>1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)</p> <p>第6節 電気設備工 8-4-6-2 材料</p> <p>1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)</p> <p>第9節 遊戯施設整備工 8-4-9-2 材料</p> <p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(2) ステンレス系 JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)</p> <p>第12節 建築施設組立設置工 8-4-12-2 材料</p> <p>1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 6807 (木材用ホルムアルデヒド系樹脂接着剤の一般試験方法)</p>	

現 行										改 定										摘 要		
第13節 施設仕上げ工 8-4-13-3 塗装仕上げ工 表8-4-2 オイルステインワニス塗り											第13節 施設仕上げ工 8-4-13-3 塗装仕上げ工 表8-4-2 オイルステインワニス塗り											
工 程		塗 料 そ の 他			希 釈 剤	希 釈 率 (%)	塗 布 量 (kg/m ²)	放 置 時 間														
		規格番号	規格名称	規格種別																		
1	素地ごしらえ	8-4-13-3 素地ごしらえ 木部による。																				
2	着色 (1回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10														
3	ふき取り	全面布片でふき取る。																				
4	着色 (2回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10														
5	ふき取り	全面布片でふき取る。																				
6	色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注期間の仕様による。	24														
7	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下		-														
第5章 グラウンド・コート整備											第5章 グラウンド・コート整備											
第4節 スタンド整備工 8-5-4-2 材料 5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5551 (構造用さび止めペイント) JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)											第4節 スタンド整備工 8-5-4-2 材料 5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5551 (構造物用さび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)											
第5節 グラウンド・コート施設整備工 8-5-5-2 材料 7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5551 (構造用さび止めペイント) JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)											第5節 グラウンド・コート施設整備工 8-5-5-2 材料 7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5551 (構造物用さび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)											